

第9回たつの市農業委員会総会（8月定例会）議事録

令和6年8月27日（火）午前10時から第9回たつの市農業委員会総会（8月定例会）を新館3階301・302会議室において招集した。

出席委員19名

1	三村 誠	2	酒井 幸男	3	森下 長幸	4	松本 有史
5	福田 敏和	6	河井 由一	7	石田 政行	8	八木 正邦
9	松田 泰政	10	井上 昇造	11	水田 達實	12	田淵 大勝
13	岩田さん子	14	井上 親志	15	瀧口 節子	16	真殿 利晴
17	苗村 武大	18	猪澤 敏一	19	前田喜代和		

事務局の出席者 3名

局長	大野 泰弘	主 幹	井上 吾郎	副主幹	近藤 由香
----	-------	-----	-------	-----	-------

1 開 会

○会長（猪澤敏一委員）
あいさつ（内容省略）

2 開会宣告

○議長（猪澤敏一委員）
只今から第9回たつの市農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席委員数等について、事務局から報告させます。

○事務局（大野泰弘君）

命によりご報告します。本日ただ今の出席委員数は19名でありますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。

たつの市農業委員会会長専決規程により、専決処分した

- ・利用目的の変更届について
- ・農地法第4条の規定による使用目的変更の届出について
- ・農地法第5条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買の届出について
- ・農地法第5条の規定による使用目的変更及び使用貸借権設定の届出について

- ・農地法第5条の規定による使用目的変更及び所有権移転・贈与の届出について
- ・農地法第18条の規定による合意解約の通知について

を別紙資料として、お手元に配布いたしておりますので、ご熟読の上、ご了承願います。

3 会議宣告

○議長（猪澤敏一委員）

これより会議に入ります。

日程第1「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。

たつの市農業委員会会議規則第18条第2項の規定に基づき、17番苗村武大委員、19番前田喜代和委員にお願いします。

（「はい」との声）

次に、日程第2「議案第50号 非農地証明願の承認について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第50号 非農地証明願の承認について」

農地法第2条に規定する農地ではない旨の証明願が3件出ておりますのでご説明いたします。

1件目の願い出地は、揖西町[]の登記地目・畑、現況は宅地、面積は112㎡です。願い出人は、[]、昭和50年頃から、住宅敷地として利用し、現在に至っており、この度、地目を現況にあわせたいとの願い出がありました。

20年以上農地でないことは、平成6年撮影の空中写真及び地元自治会長の証明により、すでに農地ではないことを確認しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

2件目の願い出地は、揖西町[]、[]及び[]

の登記地目・畑、現況は山林、合計面積は 501 m²です。願い出人は、
[REDACTED] [REDACTED]、平成 6 年頃にはすでに山林化し、現在に至っており、この度、地目を現況にあわせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、平成 6 年撮影の空中写真及び地元自治会長の証明により、すでに農地ではないことを確認しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

3 件目の願い出地は、新宮町 [REDACTED] の登記地目・畑、現況は宅地、面積は 118 m²です。願い出人は、[REDACTED] [REDACTED]、50 年前頃から車庫敷地として利用し、現在に至っており、この度、隣接地の売買に伴い、地目を現況にあわせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、平成 11 年撮影の空中写真及び地元自治会長の証明により、すでに農地ではないことを確認しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

よって、いずれも周辺農地に影響もなく、非農地と認定できるものと考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 50 号」は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第 3「議案第 51 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」を議題といたします。

なお、1 件目の議案番号 323 については、 委員に関する事項を含んでおります。

農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事参与が制限されますので、先にこれ以外の案件を審議することといたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 51 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」

3 条売買の案件が 2 件出ておりますが、1 件目の議案番号 323 を除いて、先にご説明いたします。

申請地は、菅田町 の田で、面積は 162 m²、譲受人は 、譲渡人は、
 、譲渡人は高齢のため農地の耕作管理が難しく、地域で耕作面積を増やしたいと考えていた譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具一式も所有しているため、今後もすべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、農地法第 3 条第 2 項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありますか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 51 号」は、議案番号 323 を除き、原

案のとおり承認することに決しました。

次に、1 件目の議案番号 323 についてですが、[] 委員に関する案件となりますので、[] 委員には、一時退出をお願いします。
([] 委員 退出)

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

申請地は、神岡町 [] の畑で、面積は 85 m²、譲受人は []、譲渡人は []、譲渡人は、申請地の両側隣接地で耕作している譲受人から、自己所有地と一体利用したいとの要望を受け、譲受人に譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具一式も所有しているため、今後もすべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、農地法第 3 条第 2 項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありますか。

(「なし」の声あり)

ご発言がないので、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、「議案第 51 号」、議案番号 323 は、原案のとおり承認することに決しました。

([] 委員 入室)

次に、日程第4「議案第52号 農地法第3条の規定による所有権移転・贈与の承認について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第52号 農地法第3条の規定による所有権移転・贈与の承認について」

3条贈与の案件が2件出ておりますので、ご説明いたします。

1件目の申請地は、龍野町[REDACTED]、[REDACTED]、及び[REDACTED]の田で合計面積は5,617 m²、譲受人は[REDACTED]、譲渡人は龍野町[REDACTED]、譲渡人は高齢のため耕作管理が難しく、家族である譲受人に、農地を贈与することで合意に至ったものでございます。

譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は必要な農機具一式も所有していますので、すべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

2件目の申請地は、誉田町[REDACTED]、[REDACTED]、及び[REDACTED]の田及び畑で、合計面積は2,049 m²、譲受人は[REDACTED]、譲渡人は[REDACTED]、譲渡人は、高齢で農地の耕作管理が難しいことから、子である譲受人に、農地を贈与することで合意に至ったものでございます。

譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、申請地で水稻及び露地野菜を栽培するための営農計画をたてており、必要な農機具一式も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 52 号」は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第 5「議案第 53 号 農地法第 4 条の規定による使用目的の変更に対する意見について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 53 号 農地法第 4 条の規定による使用目的の変更に対する意見について」

4 条案件が 1 件出ておりますので、ご説明いたします。

申請地は神岡町 [REDACTED] の田で、面積は 862 m²、申請人は、[REDACTED]、転用目的は、資材置場が不足しているため、自己所有地を露天資材置場にするものでございます。

農地区分は集団性のある農地等である第 1 種農地（1－（1））ですが、集落に接続して設置される日常生活上必要な施設であり、例外的許可事由（⑤-5）に該当すると判断します。

土地の造成期間は許可後から 60 日間となっております。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の書面にて、必要な資金が準備できることを確認しました。

また、転用の妨げとなる権利設定や他の法令による制限もなく、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地はなく、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

よって、農地法第 4 条第 2 項の不許可の事項に該当しませんので

事務局からの説明は以上でございます。

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

ご発言がないので原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

ご異議なしと認め、「議案第 53 号」は原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決しました。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

「議案第 54 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び使用貸借権設定に対する意見について」

5 条使用貸借権設定の案件が 1 件でしておりますので、ご説明いたします。

申請地は、龍野町[REDACTED]の田で、面積は 228 m²、農地区分
は上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ近
距離に 2 以上の教育施設、医療施設等が存在する第 3 種農地（3－
（1））に該当すると判断します。

申請人は、借受人が[REDACTED]
[REDACTED]、貸出人は[REDACTED]、転
用目的は、親である貸出人が所有する土地を使用貸借し、地縁者住
宅を建築するものです。

土地の造成期間は許可後から 20 日間、住宅の建設期間は造成後から 120 日間となっております。

必要な資金は自己資金で賄う予定であり、金融機関の事前審査結果から、必要な資金が準備できることを確認しました。

周辺営農への影響については、隣接農地はなく、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

ご発言がないので原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

ご異議なしと認め、「議案第 54 号」は原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決しました。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

「議案第 55 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」

5 条所有権移転・売買の案件が 1 件でしておりますので、ご説明いたします。

申請人は、譲受人が

推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による利用権設定で、今回設定する筆数は 776 筆、設定面積は 1,086,285.00 m²です。

各筆の明細は別紙に添付しておりますとおりで、すべての案件で農地の効率利用、農作業への常時従事等、同法の規定する各要件を満たしています。

なお、今回の利用権は市が集積計画の公告を行う 9 月 1 日から効力が発生します。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり。）

ご発言がないので原案のとおり決定することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認め、「議案第 56 号」は原案のとおり決定することに決しました。

次に、日程第 9「議案第 57 号 龍野 IC 周辺地区土地区画整理事業に係る組合設立の認可に伴う意見について」を議題といたします。
事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局

「議案第 57 号 龍野 IC 周辺地区土地区画整理事業に係る組合設立の認可に伴う意見について」

本議案につきましては、土地区画整理法第 136 条の規定に基づき、龍野 IC 周辺地区土地区画整理事業に係る組合設立の認可にあたり、龍野 IC 周辺地区土地区画整理準備組合より農業委員会へ意見を求めるものでございます。

事業概要につきましては、山陽自動車道龍野 IC の南方、龍野町大道、四箇、誉田町長真、上沖の一部で、事業区域の総面積は約 13.9ha となります。なお、事業区域については、本年 10 月初旬に市街化区域に編入される予定でございます。また、事業区域内の農地における地権者は 60 名、筆数は全 130 筆、総面積は、101,349.53

m²となります。

事業区域の土地利用につきましては、龍野中央幹線道路の西側の一団地については、倉庫型の大型店舗及び保留地、東側の一団地については、スーパーマーケットやホームセンターを誘致する計画となっております。

事業進捗につきましては、本年 10 月に土地区画整理事業に係る組合設立の認可申請を行い、本年 12 月に認可の見込みとなっております。また、認可後、令和 7 年度初旬に準備工事に着手し、同年下旬頃に仮換地の指定が終わりましたら、本格的に基盤整備工事が開始されることになります。その後、宅地整備が完了する令和 10 年頃には、土地の使用収益が開始され、建物の建築等が始まることになります。なお、土地区画整理組合の解散は、令和 11 年度中旬の予定になります。

最後に、農業委員会としての農地の取り扱い等につきましては、本年 10 月に市街化区域に編入されるため、以降につきましては届出の扱いとなります。なお、届出が提出される時期につきましては、仮換地を指定する令和 7 年下旬以降になりますので、専決処分し報告案件として報告させていただくことになります。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（会長）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり。）

ご発言がないので「異議なし」と回答することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認め、「議案第 57 号」は「異議なし」と回答することに決しました。

4 閉会宣告

○議長（猪澤敏一委員）

以上で本日の議事は、全部終了しました。これをもって、本日の定例会を閉じます。

閉会宣告 午前 10 時 25 分

たつの市農業委員会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

令和 6 年 8 月 2 7 日

たつの市農業委員会議長
(会 長)

議事録署名委員
(17 番 苗村武大委員)

議事録署名委員
(19 番 前田喜代和委員)